

諮問番号：令和４年（情）諮問第１号

事 件 名：昭和６３年度決算検査報告に掲記された農林水産業地域改善対策事業の検査結果に係る検査報告事項の提案審議に関する文書の一部開示決定に関する件

諮 問 日：令和　４年　１月２５日

答申番号：答申（情）第７２号

答 申 日：令和　５年　４月２４日

答申書

第１ 審査会の結論

「昭和６３年度決算結果報告での農林水産省が貴院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項のうち、『農林水産業地域改善対策事業において事業の目的が達成されるように実施体制を改善させたもの』とホームページ上に挙げられた検査報告のにかかる詳細な報告書および部局から提出された資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、本件開示請求に係る対象文書として下記の①及び②の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定したことは妥当である。

また、本件対象文書につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、審査請求人が不開示とすることに異議はないとしている部分を除く部分のうち、①の文書について、別表の２欄に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

① 検査報告事項案説明資料（以下「文書１」という。）

② 同説明資料・別冊（照会、回答）（以下「文書２」という。）

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和３年１月１８日付け３０普第３２０号により行った一部開示決定について、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示とした決定の取消しを求めるというものである。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

文書 1 及び文書 2 については、会計検査院のホームページにて昭和 63 年度決算検査報告の中で、「農林水産業地域改善対策事業において事業の目的が達成されるように実施体制を改善させたもの」と題する検査報告事項（以下「本件検査報告事項」という。）が挙げられており、本件検査報告事項につき検査内容の開示請求を行ったものであるが、情報公開法第 5 条第 5 号、第 6 号（イ及び柱書き）を根拠に、検査過程又は審理・判断過程における検査の結果等に関する情報の取扱いとして、不開示情報該当性を主張されている。これらは、過程の情報や受検庁の提供した情報、携わった職員等の情報についての不開示の説明であり、当然会計検査院の職務遂行上、密行性又は秘密性が保たれていなくてはならないのは明白であり、不開示とすることに異議はない。

ただし、それらの不開示情報と異なり、審査請求人が求めるところの、会計検査院が指摘した「事実」と検査結果に基づき改善された結果という「事実」は密行性又は秘密性を保つ必要は無いと考える。

会計検査院の他の検査報告においては、同院のホームページにて、同院が指摘した「事実」と検査結果に基づき改善された結果という「事実」を、明確に説明しているのに対し、審査請求人が開示請求した本件検査報告事項では、計 1, 213 事業という調査件数及び計 146 件という指摘事項の多さからと推測されるが、調査指摘した「事実」の「ごく大まかな概要」のみの記載となっている。

この「事実」の「ごく大まかな概要」のみの記載では、どこの何を指摘し、それが結果として具体的にどう改善されたかが、会計検査院の他の報告と比しても曖昧である。

会計検査院の他の報告の中から二つ例として挙げると、

ア 平成 11 年度決算検査報告の補助金の項における「(165) 農林業地域改善対策事業の実施に当たり、舗装工の施工が著しく粗雑となっていたため工事の目的を達していないもの」

イ 12 年度決算検査報告の補助金の項における「(190) 水産業地域改善対策事業で設置した荷さばき施設が遊休化していて、補助の目的を達していないもの」

にあるように、「事業の概要」として具体の事例が挙げられており、それに対する「検査の結果」として、事態の具体の説明が明確に示されている。

審査請求人が部分公開部分として求めているのは、計 1, 213 事業

という調査及び計146件という指摘事項において、上記に例示したように、「事業の概要」として具体の事例及びそれに対する「検査の結果」としての事態の具体の説明を明確に示してもらいたく、上記例示により可能であると思われること、それが理由である。

なお、「地域改善対策事業」であることを理由として開示を認めないことはあり得ない旨、上記例示により明らかであると申し添える。

(2) 意見書

ア 諮問庁と審査請求人との間で、開示請求内容の解釈に齟齬があると印象を受けたため、開示請求したい文書及び事実について明確化した。

本件検査報告事項の概要報告が記載されたホームページが、今回の請求対象内容の元である。

重ねて指摘するが、あくまで「圧縮された概要報告」である。

会計検査院の他の検査報告のホームページにあるような、事業の詳細かつ具体的な内容・対象地域・補助金交付額、改善内容が、一件一件示されたものではない。

会計検査院の他の検査報告では、ホームページにおいて、一事業ごとに詳細な改善結果が、「いつ、どこの、どんな内容の事業で、どこの主管で、始めの補助金額と改善措置後の金額等」が、国民に分かりやすく示されている。

今回請求している事項は、事業数も多いため圧縮されてホームページで示されたと解しているが、各々一件一件の検査があったわけで、そのための事前資料としての1, 213事業の中身の一つ一つや、改善された若しくは改善の必要が無かった検査結果の一件一件は、会計検査院が把握しているのが当然である。

イ 審査請求人が開示を求める事項は、「調査した補助事業」とされている「農林業近代化施設整備事業955事業、漁業近代化施設整備事業215事業、農林業団地特別整備事業30事業、漁業団地特別整備事業13事業、計1, 213事業」の「事業一件一件」の、「事業の概略・対象地域・事業費・国庫補助金相当額」、及び「前記12年間に国庫補助金の交付の対象となったもの2, 440件」の「事業一件一件」の、「事業の概略・対象地域・事業費・国庫補助金相当額」である。会計検査院の検査の事前及び事後において、把握した事実の開示を求めるものである。

会計検査院の検査経過・審議過程・判断は、当初よりその開示を求

めていない。諮問庁の意見書にある密行性・秘密性等の意義は審査請求人も理解している。

ウ 諮問庁の意見書の主旨は了解し、了承している。

しかし、開示された文書はほぼ黒塗りのため、不開示部分に審査請求人が求める「検査の事前及び事後において把握した事実」が記載されているかを判断しかねる。少なくとも「1, 213件の事業一件一件の事業の概略・対象地域・国庫補助金相当額」が含まれるかどうか、判別できなかつたため、そもそも本件対象文書が、審査請求人の求める事項に対し、目的が合致した文書か否かも不詳である。

諮問庁の意見書によれば、「検査官会議の議決を得た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報」は公表していると解される。加えて、検査前に調査対象となった補助事業の数を正確に把握していたことから、審査請求人の開示を求める事項は、本件対象文書とは異なるのではないかとの疑問を禁じ得ない。

エ よって、審査会におかれては、本件対象文書が、審査請求人の求める事項を含んでいるならば、その部分の開示を、本件対象文書に「事業一件一件の、事業の具体的内容・対象地域・国庫補助金相当額」の内容が記載されていないならば、記載されている文書の開示をあらためて行うよう諮問庁に答申されることを希望する。

なお、諮問庁の意見書にあるとおり、「地域改善対策事業」であることを理由に不開示とするものではない、とする意見は、審査請求人と一致するところであり、審査会も尊重されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、令和3年10月3日付けで行われたものであり、これに対し、処分庁は、「対象文書の特定及び開示・不開示に関する審査に時間を要することから、30日以内に開示決定等を行うことができないため」として、情報公開法第10条第2項の規定に基づき開示決定等の期限を延長し、審査請求人に対して、延長後の期限が3年12月7日であることを通知した。

(2) 一部開示決定

その後、処分庁は、本件対象文書として、文書1及び文書2を特定した。

そして、処分庁は、本件対象文書について、3年11月18日付けで、

下記のア及びイのとおり、一部開示決定を行った。

ア 文書1は、審理・判断の過程において作成されたものであり、その内容は検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料であり、当該審理・判断のために供されたものであるところ、そこに記録された情報のうち、下記の(ア)については、後記3(1)の理由により不開示とした。

(ア) 表題、記号・番号、件名、目次、説明資料の内容が記録された部分（以下「不開示情報1」という。）

(イ) 担当者の姓（以下「不開示情報2」という。）

(ウ) 課内覆審を担当した者の姓（以下「不開示情報3」という。）

また、不開示情報2及び不開示情報3については、それぞれ以下の理由により不開示とした。

① 不開示情報2は、当該検査報告事項案の担当者を特定できる情報であり、このような情報が公にされた場合には、外部の圧力・干渉等を招来して、会計検査院内部における検査の結果等に対する率直な意見の交換、公正・慎重な審理・判断の確保ないし意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがあるほか、現在又は将来の検査過程において、当該担当者のみならず、検査担当者一般の検査活動を萎縮させるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、不開示情報2は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）にも該当し、不開示情報となるものである。

② 不開示情報3は、課内覆審を担当した者を特定できる情報であり、このような情報が公にされた場合には、特定の検査報告事項案等に携わった職員が明らかとなり、当該年次の審理・判断の過程の終了後であっても、当該職員に対して、当該審議の結果等に対する責任を追及したり、当該審議の内容等に関する情報を得ようとしたりするなどして、外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがある。この結果、現在又は将来の検査報告事項案等の審議における出

席者の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、不開示情報 3 は、情報公開法第 5 条第 5 号が規定する「国の機関」の「内部」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

また、不開示情報 3 は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当し、不開示情報となるものである。

イ 文書 2 は、照会文書の写し及び回答文書の写しなどである。これらの文書は、検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料であり、当該審理・判断のために供されたものであるところ、そこに記録された情報のうち、記号・番号、照会文書の内容、回答文書の内容等が記録された部分（以下「不開示情報 4」という。）については、後記 3 (2) の理由により不開示とした。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記の一部開示決定を不服とし、3 年 1 2 月 2 9 日付で、審査請求人が不開示とすることに異議がないとしている「検査官氏名」及び「携わった職員等の情報」を除く、その他の不開示部分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

2 検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

本件対象文書は、農林水産省の特定の検査事項について、その検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書である。

一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(3)までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院の正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報（当該検査の結果等に関する詳細な事実関係やその分析結果、検査結果の取りまとめの方法等各種の検

査上のノウハウに関する情報を含む。以下同じ。)については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な実地検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、②会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施するに当たり、当該受検庁や他の受検庁に不当に利益を与えるおそれがある。

(2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。

したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、受検庁と一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査内容等に関する相互の率直な意見の交換等を行ったりしている。

したがって、このような情報が公になった場合には、このような情報の不公表に対する当該会計検査に係る受検庁はもとより受検庁一般の信

頼を損ね、会計検査院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、①現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、②事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報は、以後継続される検査過程又は審理・判断の過程における事実関係の把握が十分でない段階の検査内容等が含まれているものである。

したがって、このような情報が公になった場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(3) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院は、会計検査院法において、国等の機関の会計検査を担当する専門機関として「常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」ことを使命とするものとされているところ、同院の検査は、意思決定機関である検査官会議の指揮監督の下に実施するものとされており、また、同院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するものとされている。

これは、当該検査の結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策ないし事業の改廃等多方面に及ぼす影響の大きさなどに鑑み、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から公正・慎重な審理・判断に基づき行われる必要があることから、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとして、同院の職権行使の独立性及び適正性を確保する必要があるからである。

そして、会計検査院は、このような法の趣旨を踏まえて、その実施し

た検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、最終的な検査官会議の議決を経るまでに、同院内部に慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けている。

したがって、このような検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報が公になった場合には、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するため、同院内部に周到かつ慎重な審理・判断の過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、②検査官会議その他同院内部に所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

不開示情報1及び不開示情報4は、次のとおり、情報公開法に定める不開示情報に該当するものである。なお、審査請求人は、前記1(3)のとおり、検査担当者の姓・課内覆審の担当者の姓に係る不開示部分の取消しを求めているため、不開示情報2及び不開示情報3の不開示情報該当性については記載しないことにする。

(1) 不開示情報1の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書1は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料である。そして、当該説明資料に記録された内容のうち不開示情報1は、農林水産省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等である。

ア 情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

会計検査院は、憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等

の会計検査を担当する国の機関であり、また、上記のとおり、文書1は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料であり、不開示情報1は、同院が検査を実施した農林水産省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が含まれることから、情報公開法第5条第6号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、不開示情報1が公になった場合には、会計検査院が検査を実施した農林水産省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等が明らかにされることとなる。その結果、前記2(1)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。また、前記2(2)のとおり、会計検査院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。このほか、前記2(3)のとおり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第6号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第6号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

会計検査院は、検査の結果等については、検査過程において作成又は取得した検査資料等も含めて十分な検討を行うとともに、受検庁との間で率直な意見の交換等を行うなどした上で、これを周到かつ慎重な審理・判断の過程に供することとしており、前記のとおり、文書1は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議を行うために作成・提出された検査報告事項案の説明資料であり、不開示情報1は、同院と農林水産省との間で意見の交換等を行った事項等が含まれることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ア)から(エ)までのとおり、不開示情報に該当する。

(ア) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(3)のとおり、検査官会議その他会計検査院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(イ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する会計検査院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(ウ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記2(2)のとおり、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁（農林水産省）に不当に不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公

にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」、「不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(エ) 当該不開示部分が公になった場合には、前記 2 (1) のとおり、受検庁において周到な実地検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第 5 条第 5 号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第 5 条第 5 号が規定する「公にすることにより」、「特定の者に不当に利益を与え」る「おそれ」があり、不開示情報に該当する。

(2) 不開示情報 4 の不開示情報該当性

本件対象文書のうち文書 2 は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議のために作成・提出された検査報告事項案の説明資料の別冊である照会文書の写し、回答文書の写しなどである。そして、不開示情報 4 には、農林水産省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等が記録されている。

ア 情報公開法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き）該当性

上記のとおり、文書 2 は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査官会議における審議のために作成・提出された照会文書の写し、回答文書の写しなどであることから、不開示情報 4 は、情報公開法第 5 条第 6 号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、不開示情報 4 が公になった場合には、前記(1)アと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第 6 号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第 6 号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

イ 情報公開法第 5 条第 5 号該当性

前記のとおり、文書 2 は、農林水産省の特定の検査事項に係る検査

官会議における審議のために作成・提出された照会文書の写し、回答文書の写しなどであり、不開示情報4は、不開示情報1と同様に、会計検査院と受検庁との間で意見の交換等を行った事項等が含まれることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、このような情報が開示された場合には、前記(1)イと同様のおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があり、不開示情報に該当する。

(3) 審査請求人の主張について

ア 検査活動の密行性又は秘密性について

審査請求人は、「私が求めるところの、会計検査院が指摘した『事実』と検査結果に基づき改善された結果という『事実』は密行性または秘密性を保つ必要はないと考えます。」旨主張する。

しかし、会計検査院が指摘した「事実」とは、検査報告等に掲記し公表した指摘事項等であり、検査報告等に掲記されていない検査の結果等に係る情報は検査過程又は審理・判断の過程の未成熟な情報である。

そして、前記2(1)のとおり、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書には、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が含まれており、いずれも検査上の秘密に属する情報である。

したがって、不開示情報1及び不開示情報4が公になった場合には、前記3(1)及び(2)に記載したおそれがある。

イ 検査結果の公表について

審査請求人は、「『事業の概要』として具体の事例及びそれに対する『検査の結果』としての事態の具体の説明を明確に示していただきたく、上記例示により可能であると思われる」旨主張する。

しかし、前記2(3)のとおり、検査過程又は審理・判断の過程において、外部の不当な圧力・干渉等を排除し、厳正かつ効果的な会計検査の実施や公正・慎重な審理・判断を確保する必要があることなどから、会計検査院においては、検査官会議の議決を経た最終的・確定的

な検査の結果等に関する情報以外の未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

したがって、不開示情報 1 及び不開示情報 4 が公になった場合には、前記 3 (1) 及び(2)に記載したおそれがある。

ウ 特定の事業に対する不開示について

審査請求人は、「『地域改善対策事業』であることを理由として開示を認めないことはありえない旨、上記例示により明らかであると申し添えます。」旨主張する。

しかし、不開示情報 1 及び不開示情報 4 を不開示とした理由は、前記 3 のとおりであり、特定の事業に関する文書であることを理由に不開示とするものではない。

(4) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件一部開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 1 月 2 5 日 諮問書の收受
- ② 同年 4 月 1 1 日 委員交代に伴う所要の手続の実施
- ③ 同年 5 月 1 7 日 諮問庁から意見書を收受
- ④ 同年 6 月 1 6 日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 8 月 3 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑥ 同年 9 月 1 日 審議
- ⑦ 同年 1 0 月 2 7 日 審議
- ⑧ 令和 5 年 1 月 1 9 日 審議
- ⑨ 同年 3 月 1 6 日 審議
- ⑩ 同年 4 月 2 1 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、3 年 1 0 月に行われた本件開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求に係る対象文書として特定した上で、同年 1 1 月に本件対象文書の一部を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年 1 2 月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、4 年 1 月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行

っている。

審査請求人は、前記第2の2(2)のとおり、本件対象文書に本件開示請求で求める事項が含まれていなければ当該事項が含まれている他の文書の特定を、含まれていれば不開示とされた部分のうち当該事項に係る部分の取消しを求めているため、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示とされた部分のうち審査請求人が不開示とすることに異議はないとしている部分を除く部分について、本件一部開示決定の可否を検討することとする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書のうち文書1は、本件検査報告事項案に係る検査官会議における審議を行うために作成・提出された説明資料、文書2は、同説明資料の別冊である照会文書の写し、回答文書の写しなどである。

諮問庁は、本件対象文書を特定したことについて、次のとおり説明している。

ア 本件開示請求は、昭和63年度決算検査報告に関するものであることから、関係文書の大半は保存期間が終了したことにより廃棄されていたが、検査官会議関係の文書である本件対象文書は、最終的な意思決定機関の意思決定に係る文書であることから長期間保存されていた。

イ 本件対象文書は、検査官会議における審議を行うために、本件開示請求があった時点では廃棄されていた上記の関係文書等に基づき作成された文書であり、検査報告に記述されている以上に詳細な事態の内容等が記述されている。

ウ 審査請求人は、開示請求書において「検査報告のにかかる詳細な報告書」及び「部局から提出された資料」を求めるとしていたことから、検査の結果等がより具体的に記述されているこれらの文書が、現在保存されている文書の中で審査請求人の求める文書に該当するものと解し、本件開示請求に係る対象文書として特定した。

(2) 本件検査報告事項は、農林水産業地域改善対策事業について、51年度から62年度までに国庫補助事業の交付の対象となった2,440件のうち1,213件を対象として、会計検査院が検査した結果、補助金交付の目的を達成しているとは認められない事態が146件見受けられたため、農林水産省に事業の実施体制を改善するよう求めたところ、改善の処置が執られたものである。そして、審査請求人は、審査請求書等において、本件開示請求で求める事項について、1,213件の事業一

件一件の事業の概略・対象地域・国庫補助金相当額等、検査の事前及び事後において把握した事実であるなどと主張している。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示とされている部分には、検査の対象となった1, 213事業のうち一部の事業について、事業主体名、事業内容、検査の結果等が記載されており、上記(1)の諮問庁の説明には、特段不自然な点は認められず、また、行政機関の行政文書ファイル管理簿が検索可能なe-Gov(電子政府の総合窓口)を確認するなどして調査したところ、本件開示請求があった時点において、文書1及び文書2以外に本件開示請求に係る対象文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

- (3) したがって、会計検査院において本件対象文書のほかに開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、原処分において本件開示請求に係る対象文書として本件対象文書を特定したことは妥当であると認められる。

なお、審査請求人が、本件開示請求で求める事項が含まれている他の文書の特定を求めていることや、本件検査報告事項について、1, 213事業の中身の一つ一つや、改善された若しくは改善の必要が無かった検査結果の一件一件は、会計検査院が把握しているのが当然であると主張していることを鑑みると、審査請求人は、本件開示請求があった時点において本件検査報告事項に係る全ての検査結果等の情報が記載された文書を同院が保有しているとの認識で本件審査請求を提起していると解されることから、本件開示請求があった時点で同院が保有している文書について、審査請求人において十分な理解を得られていなかったと考えられる。

情報公開法第22条第1項は、行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものと規定している。処分庁は、本件対象文書の特定に際し、保有している範囲で遺漏なく対象文書の特定を行っていたものと思料されるが、上記のとおり、審査請求人において、特定されたもの以外にも検査結果等の詳細な情報が記載されている行政文書が現在まで保存されていると認識している可能性を考慮すると、今後、本件のように、通常の場合保存期間が満了していると思料される文書に対する開示請求があった際には、開示請求に係る手続において、開示請求を拒否又は制限するような印象や開示請求の取下げを誘導しているとの印

象を与えないように配慮しつつ、開示請求があった時点で会計検査院が保有している行政文書について、開示請求者に可能な限り理解を得られるよう、情報公開法第22条の趣旨に沿った開示請求をしようとする者の利便を考慮した対応が望まれる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議

を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすためには、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び会計検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 不開示情報該当性について

前記3(2)のとおり、会計検査院では、その検査の結果等を正式な指摘事項等として検査報告に掲記するなどして公表するまでに、何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、その実施した検査の結果等について

様々な観点から審議を行っている。そして、この審理・判断の過程においては、基本的に、局委員会、調整委員会、総長審議及び検査官会議における慎重な審議を経ることとされ、これら各会議において若しくはその過程を通じて使用するため各種説明資料等が整備・作成されており、不開示情報1、不開示情報2及び不開示情報3は検査官会議における本件検査報告事項案の説明資料である文書1に記載された情報、不開示情報4は同説明資料の別冊である文書2に記載された情報である。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示情報2及び不開示情報3は、審査請求人が不開示とすることに異議はないとしている「携わった職員等の情報」であると認められるため、文書1に記載された不開示情報1及び文書2に記載された不開示情報4について、上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、これら不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 文書1の不開示情報該当性（不開示情報1関係）

ア 検査報告事項案説明資料の内容・性質

検査報告事項案説明資料は、会計検査院法施行規則（昭和22年会計検査院規則第4号）第9条第4号の規定に基づき事務総長が制定した「検査報告等に関する事務処理要領」（平成21年6月8日会計検査院事務総長。以下「事務処理要領」という。）等に基づき作成することとされているものであり、検査報告事項案に対応して、局委員会第1、2読会用、同第3読会用、調整委員会及び総長審議用並びに検査官会議用の4種類があり、いずれもそれぞれの前段階での審議を受けての加除修正が加えられるなどして、各会議に提出される検査報告事項案等に対応した内容のものとなっている。

文書1は、これらのうち、検査官会議において本件検査報告事項案の説明に用いるため作成・提出されたものである。

文書1は、表紙及び内容から構成されており、表紙には、表題、記号・番号、件名、担当課名、担当者名、課内覆審の担当者名、照会発遣年月日、回答受領年月日、局委員会への提出年月日等の本件検査報告事項案の提案審議に係る事項及び目次が、内容に係る部分には、本件検査報告事項案の内容を理解するために参考となる各種の記述、根拠資料の写しなどが記載されている。これらのうち、担当課名、照会発遣年月日、回答受領年月日、局委員会への提出年月日、目次のうち「第3 照会、回答」との記載等は既に原処分で開示されている。また、担当者名及び課内覆審の担当者名は、前記第2の2(1)のとおり、

審査請求人が不開示とすることに異議はない旨主張している。

イ 不開示情報 1 の不開示情報該当性

(ア) 内容及び内容に連動する目次に係る部分について

文書 1 は、検査官会議において本件検査報告事項案を説明するために作成されているものであり、指摘等に係る事態の内容の理解に資するための資料が付されているほか、指摘等の対象の事実、指摘等の根拠、当該事態の発生原因等が記載されており、これらはいずれも会計検査院内部において定められた審理・判断の過程にある未成熟な情報である。

これらの情報が公になると、前記 3 (4) で述べた会計検査院における受検庁からの検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれるおそれがあり、その場合には、今後の検査の実施に当たり、検査過程における同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件検査事項の検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程及び審理・判断の過程の不公表の取扱いに対する制度的信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

前記 3 (4) のとおり、会計検査院と受検庁とは、一般に、検査を実施する者と検査を受ける者という立場で常に緊張関係にある。そして、検査の結果等が検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、受検庁により不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があるものと考えられる。

前記 3 (1) のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る

立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

よって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、これらの内容からは、本件検査報告事項案の検査の着眼点、検査手法等を推知することができるほか、会計検査院が本件検査報告事項案に記述されている事実関係やその評価、所見等をどのような資料に基づいて認定又は取りまとめているかを端的に読み取ることができる。そして、そこからは、現在又は将来において会計検査院が同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査の着眼点、同院が必要とし、収集、使用するであろう資料の内容・性質等を含む検査手法、検査結果の取りまとめのノウハウ等を推測することも可能となると認められる。

よって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、内容及び内容に連動する目次に係る部分の情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるので、同条第5号及び第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ただし、文書1の目次に記載されている項目及び頁番号のうち、下から2行目に記載された項目は、当時の事務処理要領（昭和53年9月29日事務総長決定）において検査報告事項案等の内容やその指摘等の態様等にかかわらず、説明資料とすべき共通の文書を示す記載項目として定められていたものであり、また、下から2行目に記載された頁番号は、当該項目が記載されている部分の開始頁

が記載されているにすぎないと認められる。

よって、当該項目は、文書1の内容の一部を示す情報ではあるが、検査報告事項案説明資料一般に共通の記載項目とされているものであり、かつ、当該項目及び頁番号は同説明資料の具体的な記載内容を推知することができるような情報でもないから、文書1の内容と一体を成すものとは認められず、仮にこれらを公にしたとしても、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれなどがあるとまでは認められない。文書1の内容のうち、当該項目が記載されている部分の開始頁における当該項目及び頁番号が記載された部分についても同様である。

したがって、文書1のうち、別表の2欄に掲げる部分は、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示すべきである。

(イ) 表紙に記載されている表題、記号・番号、件名について

文書1の表紙に記載されている情報のうち、まず表題についてみると、その記載の形式等から、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを推知できるものとなっている。そして、ある検査事項に関する検査の結果等が最終的にいずれの態様の指摘等とされるかは、審理・判断の過程における審議の結果により変更される場合があることから、表題の記載の形式等から指摘等の態様の改変を読み取ることのできるこのような情報は、審理・判断の過程における未成熟な情報であり、この情報が公になると上記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

次に、記号・番号は、前記3(2)で述べた会計検査院における審理・判断に付すべく提案された検査報告事項案の1件ごとに付されるものである。このうち記号部分は、本件検査報告事項案を提案した局を示す符号及び本件検査報告事項案が意見表示又は処置要求、不当事項等の様々な指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す符号で構成されている。

また、番号部分は、当該局のうち、提案した課を示す番号と、当該課における提案順を示す番号とで構成されている。そして、これらの記号・番号は、一体として、本件検査報告事項案を特定するために使用されている。

この記号・番号からは、検査官会議の時点において、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることができることから、この情報が公になると上記(ア)

と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに件名は、検査報告事項案の件名をそのまま記載するものであり、同事項案に係る検査の対象事項や問題の所在を端的に表象したものとなっていて、審理・判断の過程において改変されることのあり得る未成熟な情報である。また、件名からは、本件検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることもできることから、この情報が公になると上記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報はいずれも情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 文書2の不開示情報該当性（不開示情報4関係）

ア 検査報告事項案説明資料別冊（照会、回答）の内容・性質

会計検査院では前記3(1)で述べたように、照会文書を受検庁に発遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどを通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

検査報告事項案説明資料別冊（照会、回答）は、受検庁との討議の状況を委員会等の審議に供するために作成され、局委員会等に提出されたものであり、上記(1)の検査報告事項案説明資料と同様に局委員会第1、2読会用から検査官会議用までの4種類が作成されている。

文書2は、これらのうち、検査官会議において本件検査報告事項案の説明に用いるため作成・提出されたものである。

文書2は、「照会、回答一覧表」、本件検査報告事項について担当局長名で作成され受検庁に発遣された照会文書のうち数件分の写し及びこれに対する回答として会計検査院が当該受検庁から受領した回答文書数件分の写しで構成されており、「照会、回答一覧表」には、記号・番号、照会文書全件に係る宛先、文書番号、発遣年月日の一覧等及び回答文書全件に係る差出元、文書番号、回答年月日の一覧等が、照会文書の写しには、記号・番号、文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、照会の内容及び件名が、回答文書の写しには、記号・番号、文書番号、回答年月日、宛先、差出人、照会の件名、回答の内容、受領年月日等が記載されている。これらのうち、記号・番号、照会の内容及び件名、回答の内容以外は既に原処分が開示されている。

イ 不開示情報4の不開示情報該当性

(ア) 「照会、回答一覧表」、照会文書及び回答文書に記載されている記号・番号について

記号・番号は、前記(1)イ(イ)の文書1に記載されている記号・番号と同一の記号・番号であり、この情報が公になると、文書1に記載されている記号・番号が公になった場合と同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 照会文書に記載されている照会の内容並びに照会文書及び回答文書に記載されている件名について

照会の内容及び件名は、当該検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果等、所見等を示すものである。そして、照会文書は、前記3で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程にあって、これに対する回答とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核をなすものである。すなわち、これらの情報は、会計検査院内部及び同院と受検庁との間において、同院の最終的な結論を示したのではなく、正式な指摘事項等の素案ともいふべき未成熟なものとして取り扱われているものと認められる。

したがって、文書2に記載されている照会の内容及び件名は、これらの情報が公になると、前記(1)イ(ア)の文書1の内容に係る部分が公になった場合と同様に、今後の検査の実施に当たり、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(ウ) 回答文書に記載されている回答の内容について

回答の内容は、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等を示すものであり、照会文書とともに、会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報として取り扱われているものと認められる。

したがって、文書2に記載されている回答の内容は、この情報が公になると上記(イ)と同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件検査報告事項は事業数が多いため圧縮されて示された概要報告であるとして、会計検査院の他の検査報告事項2件を例示した上で、他の検査報告事項には審査請求人が開示を求めている「事業の概要」として具体の事例や、それに対する「検査の結果」として事態の具体の説

明が明確に示されているため、本件検査報告事項においてもそれらの情報を開示することは可能であると主張している。

検査報告には、各指摘事項等が、不当事項や処置済事項といった指摘の態様で掲記されている。指摘の態様による検査報告の記述内容の違いについて、諮問庁の説明によれば、不当事項は、個々の会計経理について、会計検査院法第29条第3号に規定する「検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項」として掲記しているものであり、一般に、不当と認めた個々の会計経理ごとに、その事態について詳細に記述しているものが多いとしている。一方、処置済事項は、違法又は不当な会計経理や不合理な事態等に関し、当該事態等の発生原因である当局の取組の不備や制度上の問題点等の改善が必要な事態について会計検査院法第34条又は第36条に基づく処置要求又は意見表示の権限を行使する前に当局において速やかに改善の処置が執られた事項について掲記しているものであり、このような指摘の趣旨からして、一般に、個々の会計経理における事態を個別に詳細に記述することよりも、その原因である当局の取組の不備の状況や制度上の問題点等について詳しく記述しているものが多いとしている。そして、不当事項と処置済事項とでは、上記のとおり、その指摘の性質を異にするものであるため、その記述内容が同様であることを前提に比較すべきものではないとしている。

当審査会において、検査報告における記述内容を確認するなどしたところ、上記の諮問庁の説明には、特段不合理な点は認められず、また、審査請求人が例示した2件の検査報告事項の指摘の態様をみると、これら2件は不当事項であることから、個々の会計経理について不当と認めた事態を掲記することを会計検査院の最終的な結論としているため、個々の会計経理ごとの事態について詳細に記述されているものと認められるのに対し、本件検査報告事項は処置済事項であることから、個々の会計経理における個別の事態よりも、違法又は不当な会計経理や不合理な事態等の発生原因である当局の取組の不備や制度上の問題点等の改善が必要な事態について掲記することを同院の最終的な結論としているため、個々の会計経理ごとの事態については詳細に記述されていないものと認められる。

よって、本件対象文書に記載されている、検査の対象となった1, 213事業のうち一部の事業に係る検査の結果等に関する情報は、会計検査院の最終的な結論である当局の取組の不備や制度上の問題点等の改善が必要な事態の掲記に至るまでの検査の一過程における情報ということになる。このような、最終的に検査官会議で議決される前の段階の検査の結果等に

関する情報は、審理・判断の過程における討議・検討等の資料とされるものであって、会計検査院の最終的な結論を示したのではなく、内容の面でも記述方法の面でも最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであることに変わりはない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求に係る対象文書として、諮問庁が本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、審査請求人が不開示とすることに異議はないとしている部分を除いた部分については、別表の2欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

(別表)

1 文書の区分		2 開示することが妥当な部分
文書 1	1 枚目	下から 2 行目
	40 枚目	1 行目及び頁番号